

都留市寿賀祝品支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

都留市長 日 向 美 徳

都留市条例第 5 号

都留市寿賀祝品支給条例の一部を改正する条例

都留市寿賀祝品支給条例(平成 12 年都留市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都留市寿賀祝金支給条例

第 1 条中「寿賀祝品」を「寿賀祝金」に、「祝品」を「祝金」に改める。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(支給対象者)

第 2 条 祝金の支給を受けられる者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき市の住民票に記載されているものであって、その期間が引き続き 20 年以上(廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)に基づき市の外国人登録原票に登録されていた期間を含む。)のもので、100 歳の誕生日を迎えたものとする。

(祝金)

第 3 条 祝金は、100,000 円とする。

第 4 条中「祝品」を「祝金」に、「次のとおり」を「支給対象者の誕生日」に改め、同条各号を削る。

第 5 条中「祝品」を「祝金」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。